

# 組立保険 の約款

## 組立保険普通保険約款、特約条項

### ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の組立保険をご契約いただきありがとうございました。  
厚く御礼申し上げます。

保険証券ができ上がりましたので、組立保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付  
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

＊

「フリーダイヤル」

1 1 0 ☎ 0120-119-110

## 特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

## 事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

### 東京海上日動安心110番（事故受付センター）

○受付時間：24時間 365日

○ご連絡先：フリーダイヤル  “事故は 119 番—110 番”

（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます）

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

#### ●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

## 目 次

・ 組立保険普通保険約款	1
・ 特約条項	
特約火災重複危険免責特約条項	8
重大事由解除変更特約条項	8
損害賠償責任担保特約条項	9
敷地内所在物件に関する特約条項（一般）	13
敷地内所在物件に関する特約条項 （建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）	15
残存物の解体および取片付費用担保特約条項	17
特別費用担保特約条項	17
土木工事に関する特約条項	17
古品機械に関する特約条項（1）（試運転担保）	19
外国製品の設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項	19
仮設物の損害額の限度に関する特約条項	19
縮小支払特約条項	19
保険料分割払に関する特約条項（一般用）	20
共同保険に関する特約条項	21



# 組立保険普通保険約款

## 第1章 補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

② 騒擾（群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）

③ 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱

④ 官公庁による差押え、取用、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下⑥において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

② 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害

③ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）もしくは劣化

④ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害

(3) 当社は、保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用に対しては、保険金を支払いません。

(4) 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害については、当社は保険金を支払いません。

### 第3条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、工事現場における次に掲げる物（ただし、(2) および (3) に掲げる物を除きます。）に限ります。

① 保険証券記載の工事の目的物

② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物

③ ①または②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備（以下「工事用仮設物」といいます。）

④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）

⑤ 工事用材料および工事用仮設材

(2) (1) ③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

(3) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品

② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両

③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

④ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物

⑤ 原料または燃料その他これらに類する物

### 第4条（保険金額）

保険金額は、保険証券記載の工事にかかわる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を

控除します。以下「請負金額」といいます。)であることを要します。

#### 第5条(損害の額の算定)

- (1) 当会社が、第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用(以下「復旧費」といいます。)とします。
- (2) (1)の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、仮工事の目的物、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額によって定め、1回の事故につき、保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額をもって限度とします。
- (3) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。
  - ① 仮修理費。ただし、当社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含まれるものとします。
  - ② 工事内容の変更または改良による増加費用
  - ③ 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
  - ④ 保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用
- (4) 損害の生じた保険の対象につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(3)までの規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

#### 第6条(保険金の支払額)

- (1) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額から保険証券記載の被保険者自己負担額(以下「被保険者自己負担額」といいます。)を控除した残額を保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条(損害の額の算定)} \\ \text{の規定による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者} \\ \text{自己負担額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{保険金の額}$$

#### 第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額から被保険者自己負担額(他の保険契約等の被保険者自己負担額に、この保険契約の被保険者自己負担額よりも低いものがある場合は、これらのうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。)を控除した額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
  - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第5条の規定による損害の額から被保険者自己負担額を控除した額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等にその支払責任額を再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。)から使用による減価を差し引いた額または損害が生じた地および時における保険の対象の価額を基準として算出する旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。ただし、第6条(保険金の支払額)の規定により算出された保険金の額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第5条(損害の額の算定)} \\ \text{の規定による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被保険者} \\ \text{自己負担額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって} \\ \text{支払われるべき支払責任} \\ \text{額の合計額} \end{array} = \text{保険金の額}$$

## 第2章 基本条項

#### 第8条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午前0時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) 当社の保険責任は、次のいずれかのうち最も早い時に終わります。
  - ① 保険期間の末日の午後12時

- ② 工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時。以下同様とします。）
  - ③ 保険の対象が操業を開始した時
- (3) (1) および (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。  
(4) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第9条（保険期間の延長）

- (1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間の終了後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認を請求することができます。
- (2) (1) の承認をする場合には、当社は、変更前の保険期間と変更後の保険期間に基づき計算した追加保険料を請求することができます。
- (3) 当社は、延長前の保険期間の終了後、(2) の規定による追加保険料が払い込まれる前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
  - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

#### 第11条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- ① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
  - ② 設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
  - ③ ①および②のほか、危険が著しく増加すること。
  - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。
- (2) (1) の事実がある場合（(4) ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1) に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ①から④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

#### 第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第13条(保険の対象の調査)

(1)当会社は、いつでも保険の対象または工事現場を調査することができます。

(2)(1)の調査の際、事故発生のおそれ大きいと認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもってその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。

(3)保険契約者、被保険者または工事現場責任者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)保険契約者、被保険者または工事現場責任者(以下この項において保険契約者等といいます。)が、正当な理由がなく(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者等が(2)の請求に応じていたならば防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(5)(3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

#### 第14条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第16条(保険金額の調整)

(1)保険契約締結の際、保険金額が請負金額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

(2)保険契約締結の後、請負金額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の請負金額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第17条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第18条(重大事由による解除)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)(1)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第19条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1)第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2)第11条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)ます。は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第11条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

#### 第21条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第22条(保険料の返還—取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険料を返還しません。

#### 第23条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

第16条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、減額前の保険金額と減額後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還します。

#### 第24条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)、第13条(保険の対象の調査)(3)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間中の危険に基づき計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第25条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた保険の対象または工事現場を調査することができます。
- (3) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、(2)の調査の前に、損害の拡大を防止するために必要な限度を超えて保険の対象を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った後、当社が7日以内に調査を行わない場合または保安上必要と認められる場合は、この規定は適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第26条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第8条(保険責任の始期および終期)(4)、第9条(保険期間の延長)(3)または第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定が適用されないときは、当社は、当社が承認したものに限り、第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額に含めるものとします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の損害の発生防止のために支出した費用については、当社は、これを負担しません。

(4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく、(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条(保険金を支払う場合) — 損害の発生および拡大を防止する = 損害の額  
の事故による損害の額 ことができたと認められる額

#### 第27条(残存物)

当社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。ただし、第5条(損害の額の算定)(4)の規定が適用された残存物については、被保険者の所有に属するものとします。

#### 第28条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 損害の額を証明する書類
  - ③ 請負金額および請負金額の内訳を証明する書類
  - ④ 事故原因を確認する書類
  - ⑤ その他当社が第29条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、被保険者が第28条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(請負金額を含みます。)および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - ⑤ 保険の対象となる工事において使用されている材料・技術・工法等もしくは事故発生の原因となる事由が特殊である場合または工事現場内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から (3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

#### 第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第32条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

#### 第33条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

#### 第34条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第35条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

この特約条項は、  
すべての契約に  
適用されます。

## 特約火災重複危険免責特約条項

### 第1条（特約条項の効力）

この特約条項の規定は、この保険契約の保険の対象が、独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険契約、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険契約または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険契約（以下これらの5種類の火災保険契約を「特約火災保険契約」といいます。）の保険の対象とされた場合に、特約火災保険契約の保険証券記載の保険期間中、有効となります。

### 第2条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定に基づき当社が支払うべき保険金の合計額（特約火災保険契約が締結されていないものとして算出された保険金の合計額とします。）から特約火災保険契約により支払われるべき保険金の合計額（この保険契約が締結されていないものとして算出された保険金の合計額とします。）を控除した額を保険金として、支払います。
- (2) (1)においては、特約火災保険契約が保険契約者もしくは保険者によって解除され、もしくは失効した場合、または特約火災保険契約において保険金の全部もしくは一部が支払われない場合であっても、特約火災保険契約の全部が有効であるものとして特約火災保険契約により支払われるべき保険金の合計額を控除するものとします。

### 第3条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第28条（保険金の請求）(2)に定めるもののほか、特約火災保険契約の保険者に対して行った保険金請求およびその経緯に関する書類を当社に提出しなければなりません。

### 第4条（他の特約条項との関係）

この特約条項の規定は、この保険契約に付帯された他の特約条項の規定に優先します。

### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

この特約条項は、  
すべての契約に  
適用されます。

## 重大事由解除変更特約条項

組立保険普通保険約款第18条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えます。

### 「第18条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで

に発生した第1条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

## 損害賠償責任担保特約条項

### 第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由に起因して、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の工事現場(以下「工事現場」といいます。)における被保険者による組立工事の遂行
  - ② 組立工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用または管理する施設または設備
- (2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

### 第2条(損害の範囲)

当社が保険金を支払う第1条(保険金を支払う場合)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金  
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいい、被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。ただし、他人の財物の損壊について法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出については、次のいずれかに相当する額に限ります。  
ア. 損壊した財物を修理することができる場合には、修理費  
イ. 損壊した財物を修理することができない場合には、損壊した地および時におけるその財物の価額
- ② 争訟費用  
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ③ 損害防止軽減費用  
第9条(事故の発生)(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いましたまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合(④に規定する場合を除きます。)において、被保険者がその手続または手段のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
- ④ 緊急措置費用  
第9条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いましたまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。
- ⑤ 協力費用  
第10条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

### 第3条(用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐欺および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
組立工事	保険証券記載の工事(以下「保険対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。)ならびにこれに付随して行われる解体、分解、撤去および取片づけ工事をいいます。

用語	定義
汚染物質	生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なお、これらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。
汚染浄化費用	その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての費用をいいます。
建設用工作車	工事現場において被保険者が組立工事の遂行のために所有、使用または管理する次のいずれかに該当する車両をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。 ア. 排土または整地機械として使用する工作車（ブルドーザー、アンクルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー、キャリオール、ロードローラー、除雪用スノーブラウ等） イ. 万能掘削機械として使用する工作車（エクスカベータ、パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、バックホー、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモビル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー、パイルドライバー、アースオーガ、アースドリル等） ウ. 揚重専用機械として使用する工作車（トラッククレーン、クレーントラック、ホイールクレーン、クレーンカー等） エ. 積込機械として使用する工作車（トラクターショベル、スイングローダー、モートルローダー、エクスカベータローダ、フォークリフト、ストラドルキャリア等） オ. ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベアー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル カ. アからオまでに規定する車両をけん引するトラクター、整地用または農耕用トラクター キ. 道路建設用または補修用機械として使用する工作車（マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー、アスファルトフィニッシャー等） ク. コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第4条（責任の限度）

当会社は、1回の事故について、第2条（損害の範囲）①から⑤までの法律上の損害賠償金および費用の合計額が保険証券に記載されたこの特約条項に係る被保険者自己負担額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載されたこの特約条項に係る保険金額を限度とします。

#### 第5条（保険責任の始期）

- (1) 保険対象工事に付随して解体、分解、撤去または取片づけ工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険責任の始期および終期）(1) およびこの保険契約に付帯された特約条項における保険責任の始期に関する規定にかかわらず、保険対象工事に着工した時または解体、分解、撤去もしくは取片づけ工事を開始した時のいずれか早い時に始まります。ただし、保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降の時とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意
  - ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒擾または労働争議
  - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
  - ④ 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
    - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます（以下同様とします。）。
    - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊

ウ. 地下水の増減

- ⑤ 施設または設備の外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑥ 航空機、船舶または自動車もしくは原動機付自転車の所有、使用または管理
- ⑦ 被保険者の占有を離れ、工事現場外にある財物
- ⑧ 組立工事における工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、組立工事の完成とします。）または組立工事の放棄の後に組立工事の結果に起因して発生した事故。ただし、工事現場に被保険者が放置したまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。
- ⑨ ちりもしくはほこりまたは騒音
- ⑩ 飛散防止対策等の損害発生予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑫ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- ⑬ 汚染物質の排出、流出、いつ出たまたは漏出（以下「排出等」といいます。）。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
  - ア. 排出等が不測であること。
  - イ. 排出等の原因となる事故（以下「原因事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
  - ウ. 排出等が急激であること。
  - エ. 原因事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を見出し、かつ21日以内に第9条（事故の発生）（1）①に規定する事項を当会社に通知すること。

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - ② 次のいずれかに該当する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
    - ア. 被保険者（組立工事の発注者が含まれていない場合にはその発注者を含みます。以下②において同様とします。）が所有する財物（所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
    - イ. 被保険者が占有または使用している財物（その作業の対象となっている部分をいいます。）
    - エ. 被保険者が他人から借りている財物（リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。）
    - オ. 被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物
    - カ. 普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象
  - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
  - ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害で、その使用、貯蔵または運搬に関して法令違反がなかった場合を除きます。
  - ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
  - ② 核原料物質
  - ③ 放射性元素
  - ④ 放射性同位元素
  - ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）
- (4) 当会社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)③ただし書きの場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (5) 当会社は、組立工事に関する契約について、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行に起因して、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（建設用工作車危険）

- (1) この特約条項において、建設用工作車は、被保険者が工事現場において組立工事の遂行のために所有、使用または管理している間に限り、第6条（保険金を支払わない場合）（1）⑥の自動車に該当しないものとみなします。
- (2) 建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払う損害が発生した場合において、その建設用工作車につき自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約（責任共済契約を含みます。以下「自賠償保険契約」といいます。）が締結されるべきとき、もしくは締結されている

るとき、または自動車保険契約が締結されているときは、当社は、普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、その損害の額が自賠責保険契約または自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(3) (2)の場合において、当社は、自賠責保険契約もしくは自動車保険契約により支払われるべき保険金の合算額または保険証券に記載されたこの特約条項に係る被保険者自己負担額のいずれか大きい金額を被保険者自己負担額として、第4条（責任の限度）の規定を適用します。

## 第8条（1事故の定義）

この特約条項に係る保険金額または被保険者自己負担額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

## 第9条（事故の発生）

(1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。

② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。

③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)③に規定する義務に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

③ (1)④に規定する義務に違反した場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

## 第10条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第11条（先取特権—法律上の損害賠償金）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

(2) 当会社が第2条（損害の範囲）①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）

② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合

③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合

④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）

(3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

## 第12条（被害者の権利と被保険者の権利の調整）

この特約条項に係る保険金額が、第11条（先取特権—法律上の損害賠償金）(2)②または③の規定により被害者に対して支払われる保険金と被保険者が第2条（損害の範囲）②から⑤までの規

定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って被害者に対する保険金の支払を行うものとします。

### 第13条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行ってできるものとします。
  - ① 第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
  - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
  - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ 第2条（損害の範囲）②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
  - ⑥ その他当会社が普通約款第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第14条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 敷地内所在物件に関する特約条項（一般）

### 第1条（保険金を支払う場合）

組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における保険証券記載の工事（以下「保険対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含まません。以下同様とします。）または保険対象工事に付随して行われる解体、分解、撤去または取片づけ工事に起因して第2条（敷地内所在物件の範囲）に規定する敷地内所在物件に生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

### 第2条（敷地内所在物件の範囲）

- (1) この特約条項において敷地内所在物件とは、工事現場の属する敷地内に所在する被保険者（保険対象工事の発注者が含まれていない場合には、その発注者を含みます。）の所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備および什器・備品（ただし、（2）に掲げる物を除きます。）をいいます。
- (2) 次に掲げる工事の目的物およびこれらの工事に使用される物は、敷地内所在物件に含まれません。ただし、次に掲げる工事の目的物については、その工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事の完成とします。以下同様とします。）の時以降、その引渡しの行われた部分については、この規定を適用しません。
  - ① 保険対象工事
  - ② 保険対象工事に付随して行われる解体、分解、撤去または取片づけ工事
  - ③ 保険対象工事から除外された工事および敷地内で行われる他の工事

### 第3条（保険責任の始期）

保険対象工事に付随して解体、分解、撤去または取片づけ工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）（1）およびこの保険契約に付帯された特約条項における保険責任の始期に関する規定にかかわらず、保険対象工事に着工した時または解体、分解、撤去もしくは取片づけ工事を開始した時のいずれか早い時に始まり、ただし、保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降の時とします。

#### 第4条（損害の額の算定）

- (1) 普通約款第5条（損害の額の算定）の規定にかかわらず、当社が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。
- ① 損害が生じた敷地内所在物件を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費および修理に必要な点検または検査の費用（以下「復旧費」といいます。）
  - ② 敷地内所在物件の再調達価額（敷地内所在物件と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）から使用による減価を差し引いた額
- (2) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
  - ② 模様替えまたは改良による増加費用
  - ③ 敷地内所在物件の損傷復旧方法の研究費用
  - ④ 敷地内所在物件の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用
- (3) 損害が生じた敷地内所在物件につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を（1）および（2）の規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

#### 第5条（保険金の支払額）

- (1) 普通約款第6条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、保険証券記載の敷地内所在物件に係る保険金額を限度とし、第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の敷地内所在物件に係る被保険者自己負担額（以下「被保険者自己負担額」といいます。）を控除した残額を保険金として、支払います。
- (2) 普通約款第6条（保険金の支払額）（2）の算式は、「第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額」とあるのを「敷地内所在物件に関する特約条項（一般）第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額」と読み替えます。

#### 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等（敷地内所在物件について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額から被保険者自己負担額（他の保険契約等の被保険者自己負担額に、この保険契約の被保険者自己負担額よりも低いものがある場合は、これらのうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。）を控除した額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第4条の規定による損害の額から被保険者自己負担額を控除した額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの特約条項によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて算出した額を支払います。

#### 第7条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、損害の拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当せず、かつ、同第8条（保険責任の始期および終期）（4）、同第9条（保険期間の延長）（3）または同第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定が適用されないときは、当社は、当社が承認したものに限り、第4条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生防止のために支出した費用については、当社は、これを負担しません。
- (4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の拡大を防止することができた} = \text{損害の額の損害の額} \quad \text{と認められる額}$$

## 第8条（保険金の請求）

当社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合には、保険契約者は、可能な限り、その被保険者の保険金の請求をとりまとめて行うものとします。

## 第9条（求償権の不行使）

当社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社は、その損害に対して保険金を支払うことによって当会社に移転するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

## 第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

# 敷地内所在物件に関する特約条項 （建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）

## 第1条（保険金を支払う場合）

組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当社は、保険証券記載の工事現場（以下「工事現場」といいます。）における保険証券記載の工事（以下「保険対象工事」といい、この特約条項が付帯されている組立保険契約の保険の対象から除外された工事を含みません。以下同様とします。）または保険対象工事に付随して行われる解体、分解、撤去もしくは取片づけ工事に起因して第3条（敷地内所在物件の範囲）に規定する敷地内所在物件に生じた損害に対して、この特約条項に従い、保険金を支払います。

## 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 冷凍、冷蔵または保冷のための装置または設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化または湿度変化
- ② 盗難、紛失、詐欺または横領

## 第3条（敷地内所在物件の範囲）

- (1) この特約条項において敷地内所在物件とは、工事現場の属する敷地内に所在する被保険者（保険対象工事の発注者が含まれていない場合には、その発注者を含みます。）の所有、使用または管理する建物、構築物、機械設備、什器・備品、家財、商品・製品その他の財物（ただし、(2)に掲げる物を除きます。）をいいます。
- (2) 次に掲げる物は、敷地内所在物件に含まれません。
  - ① 次に掲げる工事の目的物およびこれらの工事に使用される物。ただし、次に掲げる工事の目的物については、その工事の目的物の引渡し（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事の完成とします。）の時以降、その引渡しの行われた部分については、この規定を適用しません。
    - ア. 保険対象工事
    - イ. 保険対象工事に付随して行われる解体、分解、撤去または取片づけ工事
    - ウ. 保険対象工事から除外された工事および敷地内で行われる他の工事
  - ② 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
  - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
  - ④ 動植物
  - ⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価値が30万円を超えるもの

## 第4条（保険責任の始期）

保険対象工事に付随して解体、分解、撤去または取片づけ工事が行われる場合において、この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)およびこの保険契約に付帯された特約条項における保険責任の始期に関する規定にかかわらず、保険対象工事に着工した時または解体、分解、撤去もしくは取片づけ工事を開始した時のいずれか早い時に始まります。ただし、保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）以降の時とします。

## 第5条（損害の額の算定）

- (1) 普通約款第5条（損害の額の算定）の規定にかかわらず、当社が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。
  - ① 損害の生じた敷地内所在物件を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する修理費および

修理に必要な点検または検査の費用（以下「復旧費」といいます。）

- ② 敷地内所在物件の再調達価額（敷地内所在物件と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のもを再築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。）から使用による減価を差し引いた額
- (2) 次のいずれかに該当する費用は復旧費に含まないものとします。
- ① 仮修理費。ただし、当社が、本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。
  - ② 模様替えまたは改良による増加費用
  - ③ 敷地内所在物件の損傷復旧方法の研究費用
  - ④ 敷地内所在物件の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用
- (3) 損害の生じた敷地内所在物件につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)および(2)の規定による損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。

## 第6条（保険金の支払額）

- (1) 普通約款第6条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、保険証券記載の敷地内所在物件に係る保険金額を限度とし、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から保険証券記載の敷地内所在物件に係る被保険者自己負担額（以下「被保険者自己負担額」といいます。）を控除した残額を保険金として、支払います。
- (2) 普通約款第6条（保険金の支払額）(2)の算式は、「第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額」とあるのを「敷地内所在物件に関する特約条項（建物内・外装工事またはビル付帯設備工事）第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額」と読み替えます。

## 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等（敷地内所在物件について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額から被保険者自己負担額（他の保険契約等の被保険者自己負担額に、この保険契約の被保険者自己負担額よりも低いものがある場合は、これらのうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。）を控除した額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
第5条の規定による損害の額から被保険者自己負担額を控除した額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの特約条項によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

## 第8条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、損害の拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第2条（保険金を支払わない場合）および普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当せず、かつ、同第8条（保険責任の始期および終期）(4)、同第9条（保険期間の延長）(3)または同第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当社は、当社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生防止のために支出した費用については、当社は、これを負担しません。
- (4) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第1条（保険金を支払う場合）} - \text{損害の拡大を防止することが} = \text{損害の額} \\ \text{の損害の額} \qquad \qquad \qquad \text{できたと認められる額}$$

## 第9条（保険金の請求）

当社が被保険者の損害に対して保険金を支払う場合には、保険契約者は、可能な限り、その被保険者の保険金の請求をとりまとめて行うものとします。

#### 第10条（求償権の不行使）

当社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社は、その損害に対して保険金を支払うことによって当社に移転するその求償権を行使しません。ただし、その損害が被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

#### 第11条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 残存物の解体および取片付費用担保特約条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）（1）

①の工事の目的物に、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する事故により保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その事故によって損害が生じた工事の目的物の残存物の取片づけに必要な解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、普通約款第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないもの（以下「残存物取片づけ費用」といいます。）を、この特約条項に従い、普通約款第5条に規定する復旧費に算入します。

#### 第2条（復旧費への算入限度額）

第1条（保険金を支払う場合）に基づき復旧費に算入する残存物取片づけ費用の額は、1回の事故につき、保険証券記載のこの特約条項に係る保険金額を限度とします。

#### 第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 特別費用担保特約条項

#### 第1条（特別費用）

当社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）またはこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する事故により保険金を支払うべき損害が生じた結果、その事故によって損害が生じた普通約款第3条（保険の対象の範囲）に規定する保険の対象（以下「保険の対象」といいます。）の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次のいずれかに該当する費用を、この特約条項に従い、普通約款第5条（損害の額の算定）に規定する復旧費に算入します。

- ① 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。）内に生じた貨物運送料金のうち、その期間を短縮するために通常要する費用を超えて要した部分（ただし、航空輸送運賃を含みません。）
- ② 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 土木工事に関する特約条項

#### 第1条（土木工事の範囲）

この特約条項における土木工事とは、保険証券記載の工事に含まれる土木工事をいい、その土木工事に付随する次のいずれかに該当する仮工事を含みます。

- ① 支保工
- ② 型枠工
- ③ 支持枠工
- ④ 足場工
- ⑤ 仮橋
- ⑥ 仮栈橋
- ⑦ 土留工
- ⑧ 締切工
- ⑨ 路面覆工
- ⑩ 防護工
- ⑪ 工事用道路
- ⑫ 工事用軌道

- ⑬ 仮護岸
- ⑭ 仮排水路
- ⑮ 土取場または土捨場

## 第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、土木工事に係る保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が土木工事に係る工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- ② 土木工事に係る保険の対象の施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用その他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事に係る保険の対象の他の部分について生じた損害に対しては、この規定を適用しません。
- ③ 土木工事に係る保険の対象の設計の欠陥によって生じた損害
- ④ 寒気、霜、氷（雹を除きます。）または雪によって生じた損害
- ⑤ 損害発生後30日以内に知ることができなかつた盗難の損害
- ⑥ 湧水の止水または排水費用
- ⑦ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- ⑧ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑨ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑩ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ⑪ 切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- ⑫ ケーソンの沈設位置およびシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
- ⑬ ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- ⑭ ケーソンの沈設不能の損害
- ⑮ 沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- ⑯ シールド機械または推進管の推進不能の損害
- ⑰ 排水溝、調整池、暗渠、沈砂池、埋設管その他これらに類する物（以下「排水溝等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用（以下「土砂等の除去費用」といいます。）ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合において、損害の生じた排水溝等の復旧に直接必要な土砂等の除去費用については、この規定を適用しません。
- ⑱ 芝、樹木その他の植物について生じた損害
- ⑲ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事（完成後引渡しを要する工事）の目的物について生じた土砂崩壊に対しては、この規定を適用しません。
- ⑳ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（以下「矢板等」といいます。）の継ぎ目から流入した土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合には、この規定を適用しません。
- ㉑ 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ㉒ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
- ㉓ 海水のたまりを除去する費用（以下「海水の除去費用」といいます。）ただし、不測かつ突発的な事故により土木工事に係る保険の対象に損害が生じた場合において、その保険の対象の復旧に直接必要な海水の除去費用については、この規定を適用しません。
- ㉔ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した土木工事に係る保険の対象の位置の矯正に要する費用
- ㉕ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により土木工事に係る保険の対象であるコンクリート部分に生じたひび割れに対しては、この規定を適用しません。
- ㉖ 支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害に対しては、この規定を適用しません。

（2）当会社は、不発爆弾または機雷によって土木工事に係る保険の対象に生じた損害（不発爆弾または機雷によって発生した普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故が不発爆弾または機雷によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

## 第3条（損害防止費用）

普通約款第26条（損害防止義務および損害防止費用）（2）に規定する損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、土木工事に係る保険の対象に生じた損害に関して支出した費用については、普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めません。

#### 第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 古品機械に関する特約条項（1）（試運転担保）

#### 第1条（保険金額）

当会社は、この特約条項に従い、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金額）の規定を、次のとおり読み替えます。

##### 第4条（保険金額）

（1）保険金額は、保険証券記載の工事にかかわる請負契約金額（支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。また、古品機械の価額については、再調達価額に換算します。以下「請負金額」といいます。）であることを要します。

（2）（1）の古品機械とは、工事の目的物に含まれる古品の機械、機械設備または装置をいい、再調達価額とは、その古品機械と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、保険期間開始前に既に古品機械に存在していた瑕疵、欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食に起因して、その古品機械に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条（損害の額）

次のいずれかに該当する場合における古品機械についての普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額は、その損害の生じた古品機械の再調達価額から使用による減価を控除した額とします。

- ① 古品機械が完全に破壊された場合
- ② 普通約款第5条の規定により算出された古品機械の損害の額がその損害の生じた古品機械の再調達価額から使用による減価を控除した額を超える場合

#### 第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 外国製品の設計、材質または製作の欠陥不担保特約条項

#### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害または費用のほか、普通約款第3条（保険の対象の範囲）（1）①の工事の目的物に含まれる日本製以外の機器の設計、材質または工場製作の欠陥による事故によってその機器に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 仮設物の損害額の限度に関する特約条項

#### 第1条（限度額の変更）

組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害の額の算定）（2）ただし書の規定中「保険金額の2%相当額または500万円のいずれか低い額」とあるのは、「保険証券記載の仮設物の損害額の限度に関する特約条項に係る限度額」と読み替えます。

#### 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 縮小支払特約条項

#### 第1条（保険金の支払額）

当会社は、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を保険金として、支払います。

## 第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

# 保険料分割払に関する特約条項（一般用）

## 第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約条項により、保険契約者が総保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

## 第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

## 第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後も、当会社は第2条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第4条（保険契約の失効）

保険契約者が、第2条（分割保険料の払込方法）の第2回目以降の分割保険料について、払込期日にその払込みを怠った場合は、この保険契約は、その払込期日から効力を失います。

## 第5条（保険契約の復活）

第4条（保険契約の失効）の規定によって、この保険契約が効力を失った後1か月以内に、保険契約者が所定の保険料をそえて、保険契約の復活の申込みをし、当会社がこれを承認した場合は、この保険契約は、有効に存続したものとみなします。ただし、この保険契約が効力を失った日から当会社が承認した時までの間に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

## 第6条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が第7条（保険料の返還または請求）の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）第7条（保険料の返還または請求）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）第7条（保険料の返還または請求）の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、組立保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約条項に従い、保険金を支払います。
- （5）第7条（保険料の返還または請求）の表の②の規定による追加保険料を請求する場合は、（3）の規定は、普通約款第11条（通知義務）（1）の事実が生じる前に発生した事故による損害に対する保険金には適用しません。

## 第7条（保険料の返還または請求）

下表の保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求の方法
①	普通約款第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の総保険料と変更後の総保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通約款第11条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の総保険料と変更後の総保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

事 由	保険料の返還または請求の方法
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の総保険料と変更後の総保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ 普通約款第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合または同第15条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑤ 第4条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効した場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥ ⑤以外の事由で保険契約が失効した場合	総保険料（①から③までの規定に基づき返還または請求した保険料を含みます。以下⑥から⑨までにおいて同様とします。）について、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料（総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑦ 次のいずれかに該当する規定により、当社が保険契約を解除する場合 ア. 第6条（追加保険料の払込み）（2） イ. 普通約款第10条（2） ウ. 普通約款第11条（2） エ. 普通約款第13条（保険の対象の調査）（3） オ. 普通約款第18条（重大事由による解除）（1） カ. 普通約款第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）	総保険料について、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。
⑧ 普通約款第16条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	減額前の保険金額と減額後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還します。
⑨ 普通約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合	総保険料から既経過期間中の危険に基づき計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。

## 共同保険に関する特約条項

### 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領

⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。



保険料を払い込みいただく際には、特定の特約をご契約いただいた場合を除き、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

### 東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内 1-2-1 〒100-8050  
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

#### 東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



# 0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)